

午後1時30分開会

○西岡委員長 皆様、お疲れさまでございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行いたします。

欠席届が出ております。保健サービス課長が出張公務のため欠席となります。

本日の日程をご覧ください。陳情審査が4件、報告事項は、子ども部が5件、保健福祉部が2件です。なお、本日の陳情審査に当たりましては、環境まちづくり委員長にご了解を頂きまして住宅課長にご出席を頂いております。つきましては、先に送付6-32、障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情について審査をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

先ほど申し上げましたとおり、(2)継続審査、送付6-32、障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情について、先に審査を行います。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○山内住宅課長 本陳情に関する情報提供でございます。私のほうからは、現在の住宅の制度について、口頭でございますがご説明を申し上げます。

区営住宅の申込みにおける優遇資格でございますが、こちらの基準につきましては、区営住宅の運営について、公営住宅法をはじめとした法令に基づき運営のほうを行っているところですが、区営住宅に関する優遇措置につきましては、区で様々な規定を設け運用を行っているところでございます。

従前、公営住宅法等に基づく法令において、入居資格として障害の程度が規定されておりました。しかし、現在の入居資格におきましては、入居の際の収入の上限額及び住居に困窮していることという条件のみが定められてございます。そのため、入居資格が拡大されたことにより、従前から対象とされていた方の入居につきまして、困難になることを回避する手段の一つといたしまして、区において優遇措置を定めて運営をしているものでございます。その際におきます基準の根拠といたしまして、従前の法令に定められておりました入居資格、そちらに該当されている方の優遇を行うものということで、そちらの基準を適用させていただいております。また、区民住宅制度につきましては、制度自体が区営住宅制度とは全く異なるものとなっておりまして、入居資格や優遇資格につきましても異なるものとして運用をさせていただいております。

簡単でございますが、制度に関するご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆さんから執行機関に確認したい事項や質問等ございますか。

○牛尾委員 この中で、精神の3級ですか、を軽視しているという記載があります。この方が言うには、2級も3級も線で区切ることはできないというようなことが書いてありますけれども、ほかの自治体で3級まで対象にしているというようなところがあるのかないのか確認できますか。

○山内住宅課長 申し訳ございません。何級までというのはないのですが、そういった優遇措置をしているというものの自体が3分の1ほどの区という形でやっているというふうに

確認をしてございます。

○牛尾委員 これ、千代田も含めてということですよ。千代田区も含めて3分の1程度と。そこについては大体主に2級までということになるんですか、そこも確認できないですかね。

○山内住宅課長 申し訳ございません。ちょっと現在のところ手元に資料がございませんので、何級までというところは、申し訳ございませんが不明でございます。

○牛尾委員 分かりました。それで確かにこの陳情者がおっしゃるとおり、2級と3級というのは、特に精神の場合は区別がしづらいというのは私もそのように思うんですね。今後、この方だけじゃなくて、そうした3級の方も対象にしていくという声ももし多くなっていくならば、住宅課として、区として、そうした検討というのはできるのかどうか、いかがですか。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、ほかの区の動向等を見ながら、うちの区もどうしていったらいいのかというのは今後の検討課題かなというふうに考えてございます。

○牛尾委員 もう一つ、この方の陳情の中では、住宅課の窓口の対応というのに福祉的観点を軽んじているんじゃないかというようなことも書いてありますけれども、これはどういふことでこの方は福祉的観点が無いんだというような、こんな具体的な実例があったんですか、これ。

○山内住宅課長 こちらの陳情にお書きいただいているように、窓口での代筆とか、そういったことをこちらでお断りを申し上げているということ。あとは申込書自体が郵送で受付という形になっているというようなところを含めて、こういった内容でこちらのほうで住宅課の対応がよくないということでおっしゃられているのかなというふうに捉えております。こちらにつきましては、当然ながら窓口ではそういった配慮とかするようにということで当然やってはおりますので、またその辺については改めてきちんと対応するようにしていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。ほかにもございますか。

○白川委員 精神的障害の1級、2級、3級というのがあるというのは漠然とは知っていたんですが、その数の割合というんですかね、1級は、例えば1割いれば2割、2級が3割で、あと5割ぐらいが3級の方かなみたいな、その数が増えていくのか、あるいは大体同じぐらいの数とか、何かその傾向というのがあれば教えてください。

○山内住宅課長 申し訳ございません。住宅課ではちょっとお申し込みの時点で……

○西岡委員長 そうですね。

○山内住宅課長 それはございませんので。

○西岡委員長 はい。

ほかに。

○緒方障害者福祉課長 障害者福祉課長。

○西岡委員長 障害者福祉課長。

○緒方障害者福祉課長 ただいま白川委員からご質問いただきました精神障害者の保健福祉手帳を持っている方の数でございます。そうですね、まず数としましては令和3年から申し上げますと、全体の数ですが、令和3年339名、令和4年358名、令和5年38

8名と、まずは数は微増しているという現状でございます。等級でございますけれども、こちらがかなり少しずつ、1級のほうは令和3年が40名、令和4年が45名、令和5年が40名、2級ですけれども、こちらが令和3年196名、令和4年が207名、令和5年が212名というところですよ。大体1対5ぐらいですかね、そのような状況でございます。

○西岡委員長 白川委員。  
○白川委員 もう一つは、長期的な展望として教えていただきたいんですが、この件に関わりません、こういう精神的障害者に対応できるところ、区がもし限られているとしたら、その横の連携として、区同士が協力して、要するに、今は区民という形でやっているのだから区内で処理するしかないんですが、もっとはっきり言っちゃうと土地が安いところとか、に移動していただくみたいなことができるのであれば、横のつながりをつくって、もっと土地がある程度あるところでやっていくというのは手かなと思うんですが、そういった展望というのはできないものでしょうか。

○山内住宅課長 お住まいにつきましては、区営住宅等につきましては各自治体においてやっているものですので、そういった連携というのはなかなか難しいかと思われそうですが、都営住宅等ございますので、そちらのほうをご案内するなどして対応のほうはしてまいりたいというふうに思っております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 先ほどの答弁いただいた内容について、もう少し事実を確認させてください。

いろいろと配慮が必要な方には対応していただいていると思うんですが、今回書いてあったような、過去に代筆をお断りした例であったり、また書類に対しては決まったルールがあるのでということもあるんですが、窓口で受け取ることはできないよといったような、そういった事実としては確認できているんでしょうか。そういったことがあったかどうかですね。

○山内住宅課長 こちらのほうですが、代筆のほうにつきましては、申し訳ございません。現在いる職員の中でちょっと確認はできませんでした。それと郵送につきましては、確かにこちらで郵送でお願いしますということでは、窓口でもですね。お問い合わせになったときにはそういうふうにお答えをしているということではございます。

○はまもり委員 まず、今の職員の方はそういった事実が確認できなかったということなんですが、どうしても書けない場合には代筆で対応するというふうにはなっているのかどうか、改めて伺いたいということと、郵送対応も、外部委託していると、確かに決まったフローでないと難しい面があるんだと思うんですが、そこって代わりにその場で一緒に書いてあげて、もうポストに入れるまで一緒に支援してあげるというようなことまでできているのか、その辺はわかりますか。

○山内住宅課長 代筆につきましては、もちろん合理的配慮ということもございますので、そちらのほうにつきましては窓口で来られた場合に対応する必要がある場合は職員のほうで対応はさせていただく形になりますし、ご本人にもご確認を頂きながらという形になります。また、ご本人が書ける部分があるのであれば、そこは書いて、もちろん自筆で書いていただくということはもちろんさせていただいております。それと郵送につきましては、ポストまで一緒に行くというのは、ちょっとこちらで申し訳ないんですがしてありま

せんので、そういった形でこちらのほうは窓口のほうではお願いをしているというような形で進めさせていただいてございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。最後のポストに出すまでというところは難しいと思うんですけども、一式何が必要かというのにもよるんですが、ここの封筒に入れてここの宛先を書いてみたいところが順を追って確認することが難しい場合に、どうやって対応していくのかなというのは一つ検討に入れていただきたいなというふうに思います。分かりやすく書いてはいただいていると思うんですけども、ご検討ください。

それから、ここのところで主張の中で言っているのが、住宅課と福祉総務課をはじめ横の連携ができていないというような指摘があるんですが、これについてはどういうふうに把握していてどのように連携しているのか教えてください。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、そういった方が対象の方がいらっしゃる場合につきまして、いろいろと関連部署でケース会議みたいなものがあつたりしますので、そこに物に応じて私どもも参加をさせていただいたりという形で横の情報連携はさせていただいてございます。

○はまもり委員 ケース会議とかで確実に横連携していただいていると思うんですが、そのことが本人に伝わっていないということがあるんですかね。どうしてこういった言葉が出てきてしまったのかといったところが、何かそれが分かるようなことってありますか。

○窪田福祉総務課長 今のはまもり委員のご質問なんですけれども、ちょっと内部で確認したんですけども、この陳情者の方についての、何というんでしょうか、福祉総務課に関しては全て無視または拒否されてきたというところが、ちょっと私どもでは確認ができておりませんでして、という状況でございます。ただ、先ほど住宅課長のほうからご答弁させていただいたとおり、住宅課と福祉総務課で、必要に応じて住まいにお困りの方の情報共有をしたり、そういった横の連携は今現在もしておりますし、今後もしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○はまもり委員 そういった事実が確認できなかったということで、そこはもしかすると受け手と提供側とのそごというか、そういう可能性もあるんですけども、例えば住宅課では担当者として誰々さんが対応していて、福祉課では誰々さんがあなたの担当ですよみたいな、そういうことは分かるようになっていたりするんですかね。特に担当者名とかというのは入れていないんですかね。

○山内住宅課長 住宅課の窓口で誰がどの人の担当ですみたいな形ではやってございませんで、職員がそれぞれ対応するという形になってございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。これ、終わりのほうに居住支援協議会のことが書かれてありまして、障害者に対するセーフティーネット住宅の整備、これは居住支援協議会では障害者に対する住宅の支援というのは協議の中身に入っているんですか、これ。

○窪田福祉総務課長 今現在、居住支援協議会の中では主に高齢者の方を対象とした協議をさせていただいております。

○牛尾委員 確かにこの方が言うとおりの、高齢者住宅のこもれびの設置のみにとどまっているということで、やはり住宅確保は、もちろん高齢者の方も大変なだけけれども、やっ

ぱり障害をお持ちの方についてもなかなか、民間住宅で受入れが進めばいいですけど、なかなかそうならない場合は居住支援協議会でこうした方々の住宅をどう支援していくかというのも一つは協議の中に入れていく必要もあると思うんですけども、その辺の認識とかお考えはいかがですかね。

○窪田福祉総務課長 以前は居住支援協議会の中で様々な対象の方についてのお住まいの問題というのを協議していたところなんですけれども、やはり千代田区内、物件がなかなか適したものがなくて、どうしても議論が散漫になってしまうというような課題がございまして、その中でやはりご相談の件数の多い高齢者の方を対象にしているといったような経過がございまして、まずは今は高齢者の方についてのお住まいのフローといいますか、相談のフローをしっかりと確立した上で、その先どうしていくかというのを検討していきたいと考えてございまして、今現在はやはり高齢者の方を中心にというふうに考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今の課長のほうの答弁もあつたんですけど、この間、先日の総括質疑の中でも、高齢者人口の増ということでの住宅事情はということで課題を認識していただいたと思うんですけども、やっぱり陳情者の中の主張という中では、どうしても阻害されているという感じがすごく感じ取られているんですね。そこのところは、福祉課が3階で住宅課が違うフロアですよ。というところでの、やはりほかの委員からも出ているように、連携が取れていないと、どうしても、来庁者の方にとってはどうしても冷たい雰囲気に対応されたという取られ方がされているのではないかなというところが受け止められますから、ここは、確かに大事なんです、高齢者住宅も、非常に大事なんです。ただ、そうは言いながらも、やはり一握りでも障害者という形の方は、皆さんやはり千代田区にいる方は皆さん同じだと私は思いますので、そこのところは分け隔てなくというところをすごく言い方がアウトなんですけれども、しっかりと受け止めながら相談を受け止めて、できないものはできないという形でお返ししなきゃいけないとは思いますが、誠意を持った対応を窓口ではしていただきたいと思うんですけども、現状のほうではいかがなんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 仮に障害者の方がご相談にいらっしゃれば、当然きちんと丁寧な対応をさせていただきたいと考えておりますので、その点はしっかりとやってまいりたいと考えてございまして。

○池田委員 そういった中で、やはりどうしても住宅事情というのは皆さん大変悩みを抱えていらっしゃるというところでの対応を、今後少しずつでも、陳情者お一人だけではなく、障害者全般にわたるということで、今回はこの住宅の陳情をやっていますけれども、全体の障害者に関わるような配慮というのをもう少し進めていかなければいけないんじゃないかなというのは、私たち議員の中でも感じていますし、役所の執行部のほうもその辺は受け止めながら今後進めていっていただきたいと思うんですけども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○窪田福祉総務課長 私どもの住まいのご相談、民間の不動産会社さんに物件をご紹介いただく形でフローを進めておりますので、やはり区内の物件の資源がどれくらいあるのかといったところはやはり一番大きな課題かなというふうに思っておりますけれども、そう

いった障害者の方からのご相談があれば、不動産会社の方にもしっかりとご説明した上で連携して進めていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。

ちなみに住宅課長はこの送付の6-32で一度退席してしまわれますので、住宅課長がいるうちにというところがあれば、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、取扱いはいかがいたしましょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 陳情者の方のご意見はごもっともだと思います。住宅課のほうでも今後そうした要望が増えてくれば検討をするというお話もありました。なので、そうした旨をお返しするというところでよろしいんじゃないかと思います。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、やはり障害者の方も排除をされているというふうに感じさせないような、より一層丁寧な対応を申し入れさせていただきまして、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返しいたしまして審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ここで住宅課長退席のため暫時休憩をいたします。住宅課長、ありがとうございました。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程1、陳情審査（1）新たに送付されました陳情です。送付6-35、全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情について審査をいたします。

こちらについては、（2）継続審査となっている送付6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情と内容が重複するため一括して審査を行います。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 ただいま委員長からご説明がありました送付6-31と送付6-35について、併せて説明させていただきます。

まずは、前回各委員からご指摘を受けましたことについて回答を差し上げたいと思います。障害のある方々が受けられるサービスをホームページ上で分かりやすく表示するという件についてでございますが、「障害者福祉のしおり」という冊子を発行しておりまして、そこに身体障害者手帳「愛の手帳」、精神保健福祉手帳などのそれぞれの等級などで受けることができる各種サービス一覧は掲載しておりまして、その冊子のデータ自体はホームページに以前から掲載してございました。ご指摘を踏まえまして所管の広報広聴課と協議しまして、本区のホームページの作成につきましては細やかなルールがございまして、今回、第1階層に健康福祉、第2階層に障害者福祉がありまして、この階層の下に「障害者福祉

のしおり」「障害程度別該当事業一覧」という項目を設置しまして、しおりの中に障害程度によるサービスの一覧が入っていることを分かりやすく表記しました。決算分科会でもご指摘を賜りましたので、港区のホームページなどを参考に、より一層の改善を検討してまいります。

次に、東京23区以外の自治体を確認してほしいという件についてでございます。まず、東京23区は各区の制度で実施してございますが、東京都の市町村は都の制度と各市の制度の併用で実施をしております。都の当該条例の規定が身体障害者手帳と愛の手帳とのみを対象としておりまして、精神障害の方は対象にしてございませんでした。また、支給金額も1万5,500円という規定でございます。

続きまして、埼玉県内の各市はおおむね精神障害者2級の方に2,500円から3,500円程度支給してございました。神奈川県ですと相模原市のみは精神障害者保健福祉手帳1級または2級を重度、3級を中度として支給しておりますが、令和7年3月までは重度5,000円、中度3,000円でした。4月以降重度2,500円、中度1,500円と縮小しまして、令和8年3月には手当を廃止するという予定であるそうです。横浜市は平成22年に手当を既に廃止済みという状況でございました。

続きまして、金額の設定の仕方についてでございます。障害者福祉手当は昭和48年にスタートしまして、昭和49年には5,000円、50年には5,500円と、毎年500円ずつ増額されてきておりまして、令和8年に1万5,500円に到達して以降、据置きでございました。課長会などで過去の経緯に詳しい方に聞きましたところ、確定申告など雑所得の控除金額が20万円でございます。これを超えると申告が必要となるため、1万5,500円掛ける12か月の18万6,000円程度で止まっているのではということでした。先ほど申し上げました市町村が実施している東京都の条例は1万5,500円です。この金額と横並びとなっている状況でございます。

また、特別区の障害福祉課長会で本件議題として他区の現状を確認しましたところ、中野区のみ家族会から精神2級も対象にしてほしいと要望が出ているということでしたが、ほかの21区では特に要望などは出ていないということでした。また、参考でございますが、足立区が令和6年8月1日から、これまで二十歳から65歳未満と年齢制限をしていたものを、二十歳未満も対象として改善したというところですが、議会からは、その金額が4,000円というのは23区で一番最低なので、ここも改定をするようにという指摘を受けたところだというお話でした。

引き続き国ですとかほかの自治体の動向を注視しながら、障害のある方々に寄り添った対応を続けていきたいと考えております。

私からは以上です。

○西岡委員長 以上でよろしいですかね。執行機関から情報提供がございました。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 福祉手当の額というのは、これは自治体独自に設定ができるかどうかをまずお伺いします。

○緒方障害者福祉課長 23区は各区の条例でやっていますのでできますけども、東京の市部はそうやって東京都の条例の1万5,500円というところに対応なさっているというところでございますので、区はある程度金額は変更することはできますけれども、申し

上げたとおり、やはり雑所得の20万以内のところというところでの金額で落ち着いているのかなというところがあちこち聞いてきたところでございます。

○西岡委員長 7、8に該当する方は月額1万500円という手当てで、そこは大丈夫ですよ。2級は1万5,500円ですけれども、3級の方。

○緒方障害者福祉課長 はい。そうですね。1級、2級、障害者福祉手当において……

○西岡委員長 2万8,840円。

○緒方障害者福祉課長 1万500円。

○西岡委員長 1級が2万8,840円。

○緒方障害者福祉課長 こちらは特別障害者手当という、別の精神障害の。

○西岡委員長 あ、精神障害。

○緒方障害者福祉課長 はい。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。何かほかの自治体では、何かなくしていこうという動きもあると言いますが、財源の問題なんですかね、これ。何か、分からないでしょうけど、なくすというのはあり得ないと思うんですけども、もう一つ拡充といった場合、確かに金額的には20万を超えちゃうとそうした問題があると。ただ、この対象を広げていくということに関しては、これも自治体独自に可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。23区については各区の条例とか要綱で対応していますので可能性はあります。

○牛尾委員 じゃあそうした場合、やはりこうした陳情者の方のような声広がっていくと。やっぱり先ほど言ったとおり、なかなか精神でどこからどこまでが1級、どこからどこまでが2級って明確な区分というのはなかなか難しいと思うんですよ。しかも2級の方でもなかなか仕事に就けないという方もいらっしゃるでしょうし、そうなった場合、2級の方の広げてくれという声広がれば対象を広げていく検討というのはできるんですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、先ほど申しましたように、中野区のほうも家族会から意見があるというふうに言ってございますし、また東京都のほうが市区町村が全部それにのっっている条例自体が、今、精神障害が入っていないという状況の中で、ちょっと23区の中でどこかだけが突き抜けるというのはどうかとは思いますが、様々な声を聞きながら、やはりお困りである方に寄り添っていくという必要はあると思います。ただ一方で、こういう現金支給が皆さんの要望が多いのか、何か障害者の方たちが要望なさっているサービスを拡充するのがいいか、そういうところは慎重に議論をしていきながら皆さんに寄り添っていきたいと考えてございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○白川委員 先ほど1級と2級の人数の差みたいなのを伺いました。1級と2級の境目が曖昧だというのはよく分かるんですが、2級の数が1級のざっと計算して5倍ぐらいということは、これ境目をなくしてしまうと、これまでの労力の5倍の労力になるということで、一部改正じゃなくて制度設計全体を書き直さなければいけないぐらいの大きなこ



とになるので、ここって、私はそう判断したんですが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね、白川委員おっしゃるとおり、1級と2級で、そうですね、1対5と私も申しあげましたけれど、やはりこのラインというところが、やっぱり国のほうで定めている医師の診断書ですとか、そういった判断基準がございますので、ここを変えるというのはかなり慎重なというか、国のほうで判断していただくような大きな話だと思っております。

○白川委員 単なる感想なんですけど、最近、ポルトガルが、選挙の争点として、15歳から39歳だったと思うんですが、そこで大幅減税を10年間やろうというのが選挙の争点になっていまして、どういうことかということ、若者がどんどん出ていっているんですね。それはポルトガルはご存じのように高齢化が非常に進んでいまして、なおかつEUに入っているんで福祉に関しては非常に充実していると。そっちの結果、要するにそっちの福祉のほうにどんどんお金を入れた結果、若者がもうどんどん外に行って、夢が持てない国になってしまったということが出ていって、これ、要するに国の存続の問題になっているんですね。国の30%ぐらいを占める若者たちの税金を大幅に下げるといってもない事態になっていまして、何が言いたいかといいますと、弱者救済というのは非常に大事なんですが、そこばかりを見ていくと、自治体とか国単位で非常に力が落ちていくということがありまして、ですから、若者は声を上げませんが、そこでもう若者というのはもう職を得て、税金を払って行って、上の世代を支えるもんだみたいな前提を持ったままこの福祉の充実だけを肥大化させるというのは非常に危ないんですね。だから、ある程度の境目というのがあって、そこを広げるといふときにどれぐらいお金が出ていくかというのは非常に大事ですので、そこはあんまり、何というんですかね、前向きでのご答弁を頂くよりは、非常に難しいんです、理由はこうですみたいなことを必ず触れていただけないかなというふうに思います。これは全体的な感想です。

○緒方障害者福祉課長 白川委員のおっしゃるとおり、本当に福祉を肥大化していくと、やはり私どもも、重度障害の方ですとかがどんどん増えていくにつれて、福祉サービスの予算が増額していっているというのは、もう本当に、毎年大変な金額になってきております。とはいえ、千代田区が障害などのあるなしにかかわらず「その人らしさが尊重されて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、千代田区」というほうを目指している方向性に向けて、この予算でやるのか、先ほど申し上げた何かサービスですとか、皆さんのそういった見守りの中でやれることとお金を使わなければいけないところ、そういったところは慎重に議論して見極めながら、福祉サービスを適切に提供していきたいと考えてございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか、質問のほうは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。取扱いはいかがいたしましょうか。（「お返し」と呼ぶ者あり）お返しいたしますか。

今行われているサービスはそのままに、また足りないところは今後さらに深めるというところで、先ほど課長もおっしゃっていましたが、やはり国ですとかほかの自治体の動向を見据えながら、福祉の現場では対象の方には気持ちに寄り添っていただくということで対応を今後も見守りたいと思います。

本陳情につきましては、それでは、本日の議事録をもって陳情者の方にお返しをいたしまして審査を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、審査を終了いたします。

最後に、送付6-30、生活支援課における夏季加算の検討についての陳情について審査をいたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○大松生活支援課長 送付番号6-30の陳情につきましては、7月もご審査いただいたところでございますが、やはり生活保護におきます夏季加算の検討につきましては、制度自体が全国的な国の制度でございますので、ここの夏季加算の創設につきましては、前回と同じでございますが、国政の場においてまず議論がなされることと認識しておりますので、本区はその動向を注視してまいりたいと存じます。

情報提供は以上でございます。

○西岡委員長 はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に確認等ございましたらお願いいたします。

○牛尾委員 確かに課長がおっしゃるとおり国の制度ですから国において夏季加算を実施するということですが、それが必要だと思うんですね。冬季加算は冬の寒い地域、北海道とかね、そういったところではあるんですけども、ただ、この例年の猛暑、もう今年なんかすごかったですよね。そうした中、やっぱりエアコンをつけていないと熱中症の危険があると、命の危険があるということで、エアコンをつけると。そうすると当然電気代がかかるし、電気代が高騰、高くなっていますからかなり苦しいというご家庭もあります。これは私一般質問でも質問したんですけども、そうした中、各自治体で夏季加算をやるべきだというような声が国に行っているとか、例えば23区の区長会とか、そうした動きというのは何かあるんですか。

○大松生活支援課長 23区でまとめて、例えば区長会に申出とかという動きは、私も福祉事務所長会に出席して、ちょっと問合せもしたんですけど、今のところはございません。

○牛尾委員 区としては、そうしましたらそうした低所得者の方々がなかなかエアコンをつけるにも電気代が大変だというような、そうした声とかは直接は聞いていらっしゃいますか。

○大松生活支援課長 ケースワーカーから、電気代に限らず物価高騰で生活のほうがかかなか困難であるというお声のほうは、幾つか聞いております。

○牛尾委員 そうした中で、そうだな、例えば区としてそうした方々への支援を考えると、あとは区として国に対してもうちょっと夏季加算を創設するなり、そうした声を上げていくというようなお考えはありますか。

○大松生活支援課長 今ご答弁いたしましたように、物価高、猛暑で生活が苦しいお声が上がっているのは事実でございますが、夏季加算等につきましては、すみません、全国的な制度でございますし、あと福祉事務所長会でもちょっと積極的なちょっと声が今のところちょっと聞くことができませんでしたので、また、あと生活保護につきましては、生活扶助などで国から、これも国から決まりました生活扶助費のほうが出ておりますのと、あ

と、令和3年度から低所得者向け給付金のほうも継続しておりますので、今のところ本区として独自に夏季加算等を申し入れていくという点につきましては、ちょっと慎重なところでございます。

○牛尾委員 でもそうした声が実際に来ているわけだからね、そこは慎重なもの分かりませんが、エアコンを我慢して熱中症になって病院に行くとか、あるいは亡くなったりするということがあってはいけませんから、そこはしっかり検討していただきたいですし、せめて23区の区長会とは言いません、福祉の課長会でもいいです。そうした場で、千代田区ではこんな声が出ているんだというようなことはお伝えしていただきたいと思うんですけど。

○大松生活支援課長 福祉事務所長会で今ご指摘がございました現状の情報などは共有してまいりたいと存じます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 1点だけすみません。この夏の酷暑を乗り切る観点からということで陳情のほうも書かれてありますけれども、今年もかなり暑い中でした。高齢者とか要支援の方たちには、例えばこういう見守り体制とか、声がけとか、様々民生委員の方もしていただいたりとか、区でも支援を行っていると思います。そういう意味では、こういう生活保護の世帯の方々に対しての見守りというか、そういう形というのは実際どういう対応があったりするんでしょうか。

○大松生活支援課長 例えば毎日のように、1名が70人近く受持ちを持っておりますので、毎日のように巡回するというのはちょっと難しいところでございますが、やはり担当しているケースワーカーが受給者の健康状態とかを把握しておりますので、それに応じて場合によってはちょっと訪問したり電話をしたりするようなことをいたしております。

○えごし委員 こちらケースワーカーの方が、その都度、また状況の確認とかはしていただいていると思います。その上で、やっぱりこの夏の猛暑のときは、やっぱりなかなか命の危険に及ぶこともあると思いますので、よりそういう危険性がある方とかも、もうこれまでのそういう見守りの、またそういう確認の中で、もうこの方はちょっと危ないなということが分かっていると思いますので、そういう方はより少し細かに見守りをしていくとか、この夏の期間。またそういう対応もまた皆様で話し合いながら進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大松生活支援課長 ちょっと補足でございますが、年間必ず訪問するという計画については、1世帯につき2回というふうになっております。ただ、今のご指摘、私もご答弁いたしましたように、例えばご病気の方ですとか、その方の健康状態に応じて適切に、場合によっては保健所とか病院とかと連携しながら支援してまいりますので、その点、今ご指摘のようにしっかりやってまいります。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○はまもり委員 1点だけ確認で。先ほど住居支援のところでは現金による支給に加えてサービスでの支援といったことも検討していくというようなお話があったんですけども、こういった今回のようなケースでも、例えば奈良県のようにエアコンを支給するということがあったりとか、あるいは現金支給のときに目的を決めて電気代だけに充てるみたいな、

そういうやり方もできるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○大松生活支援課長 私どものほうは、ちょっと独自ではなくて国の支給のやり方に合わせておりますので、例えば現金におきまして独自にエアコンだけに使ってくださいねですか、あとは、もしくはこれ電気だけにうちの独自分を出しますとか、そういった、ちょっとやり方はできないのが現状でございます。

○はまもり委員 国の事業に関してはそうだと思うんですけど、奈良県では独自の事業としてエアコンの設置をやっているという話と、あと、そういったことが検討としてはできるものなのか。もう一つは、独自になってしまうんですけども、そういう目的を決めた現金支給というのは過去に検討したことがあったり、現実的にそれが可能性としてはできるものなのかを教えていただけますか。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。まず、エアコンとしては既に生活扶助費の拡充機器ということで、6万7,000円ほど、これは定まった額が出ておりますので、それ以外にエアコン代ということで支給というのはやっておりません。あと、国が決めた生活保護費以外に独自でできるかということでございますが、例えば一般会計とかで区の独自事業として行うという分にてしたらその可能性がございますが、今現在のところは、その点は先ほどからご答弁しておりますように慎重な立場でございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。大丈夫ですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。取扱いはいかがいたしましょうか。（「お返しで」と呼ぶ者あり）お返し。はい。

福祉事務所長会でも、先ほど課長がおっしゃられたとおりに共有していただけるということですし、今後も国の動向を見据えながら、行政側も対象者の方には耳を傾けていただいて、現場でより一層丁寧な対応をしていただくことを申し入れまして、そうしましたら、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返しいたしまして、審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で、日程1、陳情審査を終わります。

次に、日程2、報告事項に入ります。

子ども部（1）子ども・子育て支援事業計画の概要について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 教育委員会資料1に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画の概要についてご説明をさせていただきます。

現在、この計画でございますけれども、策定作業を進めておりますけれども、進めていく中で、進めていく上での大きな課題、方向性というものが見えてまいりましたので、本日この方向性と課題と、併せまして、計画の目的、スケジュールリングなどと併せて概要としてご説明をさせていただければと思います。

まず1番、計画の目的でございます。幼稚園などに係ります教育、また保育園などの保育、それと地域子ども・子育て支援事業、こちらの計画期間内における需要量と供給量、

この見込みを明らかにいたしまして、計画的に事業を実施するための指針としていくための計画を策定するものでございます。本計画、5年を1期といたしましての法定計画ということで、ニーズ調査と人口推計によって需要量を算定して、それに基づいて供給量を設定するものでございます。

2番のこの計画で掲載する主な内容でございますけれども、どこの範囲を定めるのかというところでございますけれども、こちらにおきましては、教育と保育、それと地域の子ども・子育て支援事業、こちら病児保育ですとか一時預かりなど17事業でございますけれども、これの量の見込みと、あと供給体制、提供体制の確保、これを決めまして、その実施時期でありますとか、その方向性について掲載をしていくというものでございます。

策定に当たりましての大きな課題でございます。3点ございまして、一つ目、（1）教育、幼稚園に関わる部分でございますけれども、こちらにつきましては、区民ニーズ調査の結果がございました。いろいろ給食でございますとか、また長時間保育など、ご意見を頂いたところでございますけれども、こうしたこととか、また現在ある教育課題、これに依じて運営の改善等を検討していく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

続いて、保育でございます。こちら保育園等でございますけれども、令和元年度の末をピークに就学前人口が減ってきているという現状もございまして、需給バランスに変化が出始めてきているという状況から、これまで待機児童対策として行ってきた施策を見直して、今後は質に向上していくと。「の向上に転換していく」というところですね、そういった必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

続きまして、地域の子ども・子育て支援事業でございますけれども、こちら一時預かり、病児保育などの17事業がございまして、こちらの中で特に課題と認識してございまして、病児保育事業でございまして、1施設今年度できましたけれども、まだまだ事業量としてはあるだろうというところで、今後さらに検討していく必要があるだろうというところでございます。

また、こども誰でも通園制度につきましても大きな課題の一つとして捉えておりまして、これ、8年度から国の新たな給付に位置づけられるというところで、本区においても導入に向けて検討していく必要があるというところでございます。

これらの課題に対する施策の方向性でございますけれども、こちら（1）まず教育のところですね。幼稚園に係る部分につきましては、先ほどの申し上げましたニーズ調査を昨年度行っておりますけれども、この結果を踏まえまして、給食の提供でありますとか、また長時間課程の検討、さらには教育内容の充実などを行うことで利用者のニーズに応じていきたいと考えているところでございます。並行して、将来的な認定こども園化の検討というものも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて保育でございます。こちら需給バランスの変化の状況などを加味しまして、今後こういった待機児童対策として行ってきた量の確保から質へ転換していくということを考えてございます。具体的には①から④に掲載をさせていただいてございますけれども、区独自の基準を満たす認可外保育施設、こちら2施設でございますけれども、こういった施設についての保育の供給につきましては、これまでの待機児童対策として行ってきた暫定的な措置であるということの認識に立ちまして、今後、来年度以降計画期間内に段階的に見

直しを図ってまいりたいと考えております。待機児童対策を担ってきていただいたというところもございますので、見直しに当たりましては、園の意向を十分尊重しながら、移行期間を設けて実施するなど、慎重、丁寧に実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

②でございます。こういった二つの施設につきましては、併せて認可保育所ですとか、また認証保育園、こういったものへの変更も促してまいりたいと考えているところでございます。こうすることで国や都の施策に移行することによって財政面、こういったところにメリットも出てくるだろうというふうに考えているところでございます。

③と④につきましては、保育所全体に言えていることかもしれませんが、③発達障害児等、特別な配慮が必要な児童に対しての配置基準以上の保育士の配置の促進でありますとか、また④では、質に転換していくために、今後、保育士さんの資質の向上のための研修を実施したり、また保育士さんの配置への補助を拡充していったり、また不適正保育などを防止する観点から監査制度、こういったところの見直しも行っていきたいというふうに考えているところでございます。これと併せてハード面では、今申し上げました病児保育ですとか、こども誰でも通園制度などをこういった保育所でも行える選択肢があると思いますので、こういった選択肢、可能性について検討して区民ニーズに添っていくための施設、こういったものを目指していきたいと考えているところでございます。

(3)の地域子ども・子育て支援事業でございます。こちらにつきましては、大きな課題としては病児保育とこども誰でも通園制度というところになりますけれども、病児保育につきましてはまだまだ現状足りていない部分もあるかと思っておりますので、今後、現状の病児保育の利用実績の推移などを見ながら新たに整備を進めていきたいと考えているところでございます。また、こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度から地域子ども・子育て支援事業の制度として給付の対象になってくるというところもございますので、具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。計画には需要量を定めまして、これに見合う供給量を確保するための具体策を示してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後のスケジュールでございます。こちらの素案、これから素案等をまとめていく段階に入ってまいりますけれども、これから11月から来年の1月にかけては、この素案の検討をさせていただき、この間に子ども・子育て会議でありますとか、常任委員会に適時適切なときにご報告をさせていただければと考えているところでございます。最終的には1月の首脳会議にて計画素案をまとめまして、2月にパブリックコメントを実施し、3月、また子ども・子育て会議と常任委員会にてご意見を賜りまして、3月に計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

資料の1-2では、別紙になりますけれども、子ども・子育て支援事業計画の現状での構成（案）をつけてございます。こちらの立てつけで行ってまいりたいと考えておりました、今申し上げました方向性等につきましては、この第6章のほうに組み込んでまいりたいというふうに考えているところでございます。これから肉づけ等をさせていただければと考えているところでございます。

移りまして、資料の1-3でございます。こちらは地域子ども・子育て支援事業の一覧ということで、一時預かり事業でありますとか、また病児保育など、ご覧の17事業を事

業の一覧として載せさせていただいております。こども誰でも通園制度は、こちらの事業のほうに後ほど組み込みを行っていくというところがございます。

資料のご説明につきましては以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 これは子ども・子育て支援法で5年に1回、ニーズ調査を行って、そして計画をつくっていくとなっているんですけども、この内容は、法では保育の供給とか、そうしたことを中心に書かれているんですけども、例えば、今回のニーズ調査で一番要望が多かったのは遊び場ですよね、遊び場の確保。これは過去3回全部そうですよね、遊び場の確保ですよね。これをどうしていくとか、あとは、保育だけじゃなくて、学童が今足りなくなっているじゃないですか。学童はどうしていくのというようなことは計画に反映させるということはできないのですか、これ。

○小阿瀬子育て推進課長 計画への遊び場と学童の組み込みについてでございますけれども、遊び場につきましては、法定計画である子ども・子育て支援事業計画の範囲ではない部分でございます。この計画ではちょっと定めるということはないんですけども、おっしゃるように、遊び場も区の大きな課題ということで認識してございますので、予算事業の中で中期的な視点を持って、毎年予算の概要等でも向こう3か年の方向性も載せてございますので、そういったところで中期的な視点では方向性をお示しているところでございます。長期的なことになりますと、社会状況でありますとか、また個々の遊び場の利用状況とか、そういったところもございますので、そこを見極めながらとか、あと、5年後、令和9年度にはまたニーズ調査も行う予定でございますので、そういったニーズ調査の結果を見ながら長期的な視点についてはちょっと判断していきたいなというふうに考えているところでございます。

学童のほうについては、一部この地域子ども・子育て支援事業というところで放課後児童健全育成事業とか、そういった部分が一つございますので、関連してくるところ、この部分で需要と供給と方向性というのを示していく予定でございます。

○牛尾委員 これまでは保育園が足りない、どうしてくれるんだという声で全国で湧き上がって、こうした支援法とかニーズ調査を行っていくということが出たんですけども、今の現状はなかなか保育園に入る子どもが少なくなっている、空きもあるというふうな中で、どう整備していくかというふうなことを議論するのはなかなか難しくなっている。その中で、なかなかこの保育の質とか、そういう方向になってなかなか苦しい計画になっているなどというのが見受けられるんですよね。ここについては今後、今後は分かりませんよ、まだ子どもが増えていく可能性もありますし、分かりませんが、そこについての区の認識というのはちょっとご説明いただけますかね。

○小阿瀬子育て推進課長 やっぱ令和2年度から就学前人口も減ってまいりまして、ある程度今は保育所も供給が足りてきている状況というところで、大分これまで保育所を一生懸命造ってきたというところからちょっとフェーズが変わってきているというのは認識しております。いろいろ質の向上の部分については、ハード、ソフトいろいろありますけれども、両輪で、そこは今後質に転換してするための施策ということで、この計画にも方向性のほうは載せてまいりたいと考えておりまして、その質の向上の部分に

については、一つその計画のところでも、一つステージというか、何というか、書く部分を設けまして、少し今後どうしていくかというところは載せていく予定で今考えているところでございます。

○牛尾委員 工夫はしていただきたいんですけども、やっぱりニーズ調査の項目は幅広で行っているのに、なかなか保育や子育て支援が中心の計画しかなかつけないという点では、やはり先ほど言ったとおり、遊び場の問題もあるでしょうし、あとは学校教育の問題でも、保護者の皆さんいろんな意見を持っていると思いますよね。やっぱり見直しを求めていくということも必要なのかなと思っているんですけど、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 法定計画である子ども・子育て支援事業以外の子育てに関する部分の現状、課題、方向性とかというところの区の認識というのは非常に大切な部分かと思っております。この計画ですと範囲というのは決まっておりますけれども、そのほかの部分については他の分野別計画でありますとか、ない部分もありますけれども、各予算事業とかというのもありますので、ちょっと現状等をよく研究した上で、この所管以外の計画の所掌範囲以外の部分につきましても情報共有はしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 何かいろんなサービスをしていただいていると思うんですけど、やっぱりまだ手が届いていない隙間の部分があると思うんですよね。例えば文京区でキャンセル待ちが出るほど人気の無園児対策、こども誰でも通園制度もそうですし、あと日曜保育というところも明らかに足りていないと思うんですよね。で、潜在的に絶対に利用したいという保護者の方が多いと思うんですけども、やはりそこは需給バランスにも変化が生じているというところで、この時代のやはりニーズに沿って計画をしていただきたいと思うんですよ。せっかく5年に一度なんですから、そこは深掘りしていただいて幅広にやっていただきたいと思うんですけども、そこに関してはいかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 ご指摘いただきましたように、我々もやはりフェーズが変わってきているという認識は十分持っております。今、一つの例としてこども誰でも通園制度の例を出していただきましたけれども、やはりいろんな方がやっぱり通える環境というのは必要なことだと私も認識しておりますので、国以外にも先行して、その他の、特に東京都ですね。東京都でも先行してやっているような事業もございますので、そういったところとも合わせて、少し幅広いところから、このこども誰でも通園制度などにつきましては検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○西岡委員長 あと日曜保育等も検討していただきたいと思うんですけども、そこも併せてお願いいたします。今後協議を重ねていただけたらと思いますので、お願いいたします。

ほかにもございますか。

○白川委員 これもご提案というかお願いなんですけど、前にお願ひした就学前の子どもたちにきちんとした教育を与えることによって非常に高い効果があるというのがもう実験で上がっていて、ウィキペディアなんか見ていただければ分かると思います。ペリー・プレススクール・プロジェクトですか、1ドルの2歳から6歳の間の投資というのが9ドルの利益として後で上がったと。要するにそれは税収が増えるとか、あるいは犯罪を起こす子どもが減るとか、あるいは病気になる子どもが減るとか、ドラッグに染まる子どもが減るとかと



ということで非常に効果が高かったということです。これ一遍読んでいただきたいんですけども、大したというか、時間を取っていないんですね。1週間で1時間半、教師が大体2人から1人を教えるというそれだけなんです、毎週。要するにちゃんと言語能力の高い人が2歳から5歳の子どもたちを1.5時間ですかね、正味。1.5時間きちんと見るというだけで、後々その子たちは非常に優秀になっていくということが分かっているので、できればそれも検討していただけないかなと思います。いかがでしょうか。

○上原指導課長 今ご提供いただきましたその教育の内容等、こちらとしても改めてちょっと研究等しまして、前回は答弁させていただいた探求的な学びとか、それぞれ現在行っているところも踏まえまして、さらに質の高い教育というところでは目指してまいりたいと存じます。

○白川委員 ありがとうございます。前向きにご答弁いただいて、非常に安心いたしました。預かるというのが今中心になっていますけども、やっぱり教えるというのも同じように大事ですから、今、預かるが就学前、学校では教えるみたいなちょっと分け方をしていますけど、学校後も預かるというのは視点が大事ですし、就学前も教えるという視点は大事であると。それはちょっと配分が就学前の場合は預かるの面が強い、学校の場合は教えるの面が強いというだけであって、この両者というのは同じ目的があるというふうに認識していただければうれしいかなと思います。ありがとうございました。

○西岡委員長 未就学児のプログラムも今後いろいろと工夫していただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

ほかに。

○えごし委員 すみません、1点だけ。先ほどの概要の資料の中にも発達障害児等、特別に配慮が必要な児童に対してのそういう配置の促進をしていくということで検討の話もありました。そういう意味では児童発達支援とか、そういうところに関してというのは、この検討の中には入っているのか、教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね、こういったお声がいろいろ出てきているというところが現状でございますので、保育所の中で様々なこういう配慮が必要な方へのというところで、今も拡充をさせていただいている現状がございますけれども、今後も拡充していきたいというところでございますが、ご指摘の点につきましても、ちょっと当方で受け止めさせていただきまして、どのようなことができるのか、まず、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○えごし委員 はい。お願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 1点補足させていただきます。児童福祉法に基づく児童発達支援とか、あと放課後等デイサービスなども、障害児福祉計画のほうでそこは取り扱っているので、直接的にはこちらの計画ですね、子ども・子育て支援事業計画に何か量の見込みとか、そういうものを書くという関係にはない状況でございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）子ども・子育て支援事業計画の概要について質疑を終了いたします。

次に、（２）学校施設の貸し出しにおける会館施設予約システムの導入について、理事

者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、学校施設の貸し出しにおける会館施設予約システムの導入についてご説明いたします。

項番1、概要です。現在、区民集会室、コミュニティスクール及びちよだパークサイドプラザの各貸し出し施設については、地域振興部の会館予約システムによりインターネット上で施設の空き状況の確認と予約を行うことができております。地域振興部により当該システムがリプレースされ、本年12月に本稼働するに当たり、これまで対象外となっていた子ども施設課で貸し出しを行っている学校施設についても新たにシステムに追加し、利用者の利便性を図るものであります。

項番2、追加する学校施設についてです。現在、子ども施設課で貸し出しを行っている施設を新たに追加するものであります。具体的には、九段小学校、お茶の水小学校、和泉小学校、麴町中学校、神田一橋中学校となります。なお、繰り返しとなりますが、コミュニティスクールとして地域振興部において貸し出しを行っている昌平童夢館、神田さくら館、麴町二丁目公共施設、富士見みらい館における学校施設につきましては既にシステムに組み込まれております。

項番3、新たなシステムの内容としてインターネット上で可能となる手続についてです。

（1）受付初日における施設の抽選です。これまでは対面にて行っておりました。

（2）施設の空き状況の確認と予約です。これまでは電話等で行っておりました。

（3）予約後の利用申請とオンライン決済による使用料支払いです。これまでは窓口でのみ行っておりました。

（4）施設利用の支払期限、利用団体登録の有効期限等のeメールによる案内も行っております。なお、各施設の利用条件等を丁寧にご案内するため、利用団体登録については窓口での受付を継続いたします。

項番4、新たなシステムの稼働日等についてです。新たなシステムは令和6年12月2日月曜日の午前8時半からとなります。ただし、「抽選による予約受付」のみ、利用者からの問合せ期間を確保するため、令和7年1月21日火曜日から令和7年3月分の利用分の予約受付を開始します。また、新旧のシステム切り替えに伴い、令和6年11月27日水曜日の午前0時から12月2日月曜日の午前8時29分までの間はシステムの停止を予定しております。

項番5、周知方法についてです。

（1）地域の町会長会議でのご報告。こちらは本リプレースを所管します地域振興部に実施の予定です。そして区のホームページ、現行の会館施設予約システム、ポスター・チラシ等により周知を行います。

（2）11月5日号広報千代田に掲載いたします。

（3）今回新たに追加する学校施設に係る登録団体に対しましては、子ども施設課から個別に案内文を送付し周知を図ってまいります。

以上が新たなシステムの導入についてとなりますが、インターネットでの手続にご不安な方もいらっしゃると思われますので、これまでどおりの電話での予約や窓口での支払い手続は継続してまいります。

ご説明は以上となります。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○はまもり委員 システムの内容で確認させてください。できないことって、どういうことができないのか。まずは変更ということができるのか。それと、あと多分2日前とか、何日か前でもう締め切ってしまうと思うんですけども、システムで締め切った後というのはリアルでの対応というふうになるのか。その辺を教えてください。

○川崎子ども施設課長 この予約に関しましては、大きくまず団体登録というのをさせていただきまして、その登録いただいた団体様の方が、今ご指摘のとおり、ある一定期間、前々月の25日とか前月の1日、これ、その団体様が区民自主サークルなのか一般団体なのか、それによって細かくまた分かれております。そういった形である時期に来ましたら予約を頂きます。予約を頂いた後に本申請というか、利用料の支払いを頂く。そして当日の利用につながると。そういう大きく3段階ございます。で、今回システムで今までできていたところ、ちょっとややこしい話になりますが、今までコミュニティスクールだとか区民館でできていたもの、そこに今私がお説明しました子ども施設課の施設はそもそも入っていませんでしたので、子ども施設課にとっては初めていろいろ加わるんですが、ちょっと分かりやすくするために、今までの会館システムとの比較でご説明させていただきますと、今までの会館システムでは予約のところ、事前予約と言っていいんでしょうか、そこができておまして、その後の実際の申請とかお支払いというのは窓口で行う。そこが今回オンラインでできるようになったと、そういうことでございます。そして一番最初の団体登録、一度登録するとたしか3年ほど継続できますが、その当初の団体登録は引き続き対面でやると、そういった形になっております。

○はまもり委員 質問で、申請や支払いはできるんですけども、1回確定してしまうと変更とかキャンセルというのはシステム上できるのかも教えてください。

○川崎子ども施設課長 お答えいたします。予約の時点では、たしか変更ができます。ただ、その後、実際に支払いいただいた後、今回はオンラインでクレジット決済になるんですが、その後、それをキャンセルするとなる場合はできるんですが、その場合のお金のお支払いはオンライン上ではなく、そちらは対面でご返金するという形になります。どうしてそういう仕組みになったかというところの詳細は、申し訳ありませんが、このシステムのリプレース自体が地域振興部のほうで長年というか、特に1年以上かけてやっていたものに、今回子ども部の子ども施設課が乗せてもらう形になっておりますので、その詳細までは申し訳ありません、把握しておりません。

○西岡委員長 キャンセルの仕方とか、その部分の説明というのはネット上にもちゃんと記載はされているんですよね。混乱がないようにだけお願いいたします。

○川崎子ども施設課長 先ほどちょっと周知のところにお知らせいただきましたが、今後、広報に載せたり、ホームページにそういったところの手続について載せた上で、さらに子ども施設課に関わるところにつきましては、団体様がコミスクのほうにも登録していたり、私どものほうに登録していたりする場合がありますので、全くの初めてではないかもしれませんが、漏れがないように個別に郵送してご案内しようと思っております。

以上です。

○はまもり委員 はい、分かりました。利用者の利便性向上ということでシステム対応が

できることでかなり利便性アップするんだろうなというふうに思います。もう一つは、本来であれば職員の方の稼働の削減というのにもつながるといいなというふうに思うんですけども、そういう意味だと、リアルでの対面での対応も残していただける。これもすごく大事だと思っていますが、このシステムでのやり取りはシステム上で終わるんですけども、システムとのつながりの部分であったりとか、対面が残るといっても考えると、トータルとしては、今、稼働とか負担は減るといいうふうに考えていいのか、それはちょっと今の現状では分からないのか、どういうふうに捉えていますか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。まず、利用者様につきましては選択肢が増えるということで利便性が向上するものと認識しております。一方、私どもの職員や、また私どもが業務委託しております現地での総合管理の受付のほうの負担というか、業務量がどれだけ減るかというのは、正直そこを大きな目的にしてございませんので、そこをまだ事前に定量化しておりませんが、少し始めてみて、結果、少し効率的になればそれはそれでよろしかろうという、その程度の認識でございます。

○はまもり委員 目的にしていけないということで、それはそれでいいのかなと思うんですが、把握だけはしておいていただきたいなど。多分時代としてなかなか対面をなくすということは難しいかもしれないんですけど、将来的にはそういう決断もあるかもしれないですし、やり方がかえって煩雑になってしまう部分も出てくると思うので、そこは事前のどれくらい定量的にかかっていたものの検証というものは入れていただきたいと思いますのでお願いします。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。先ほど目的にしていけないと私お答えしましたが、補足させていただきますと、第一の目的にしていけないだけでございまして、もちろんこれも大きなDXの一環でございます。少しでも効率化しまして、より人間が創意工夫でやらなければいけない仕事に余った時間というか、そこを振り向けるというのがもちろん大前提でございます。

○はまもり委員 はい。よろしくをお願いします。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 この間、子ども施設課で今言われていた5校については、施設というのは学校内の施設ということで、プール利用に関してはここの中に含まれるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご質問ありがとうございます。プールも大きな意味では含まれるんですが、プールは事前の予約がなく個人でご利用いただける仕組みになっておりますので、今回、会館システムで対象にしますのは、体育館や大きなホールとか、そういったところを事前に登録されました団体様が使う場合、そこが対象になっております。

○池田委員 そうしますと、ちょっと今回の報告案件とはちょっとずれるかもしれないんですけども、各学校でのプール利用というのは個人での開放ということで、これまで一般に貸出しをしないという方向で進めていた学校施設も一般に開放しているというところが見受けられたかと思うんですけども、その辺りはちょっと私の認識不足だったらあれなんですけれども、ご確認させていただけますか。

○川崎子ども施設課長 まず、今回の会館システムにつきましては、これまでの各学校施設における貸し出す場所が変わるということとはございません。あと、ご質問のプールで貸しているところと貸していないところがある。それは実際そのとおりでございます。そう

した例えばですけど、中学校のプール、こういったところは部活等で使っておりまして、貸し出す時間もないということで貸出しをしていなかったり、そういうふうに学校の施設ごとでプールを貸しているところと貸していないところ、そういうところがございます。ただ、今回の会館システムの動きとはまた別の観点でその分けがされております。

○池田委員 はい、分かりました。あとはもう一回確認なんですけど、これまで各学校施設の体育館というのを毎月何日に団体利用する方は電話で予約をしていたんですけども、今後は抽選受付という認識で、皆さんがよく電話が繋がらないんですね、その日の9時に電話をしても。そういう大変さはあったんですけども、そのところがすごく緩和されるという認識でよろしいんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご指摘のとおりでございます。これまではまさに人気が高い体育館等におきまして、受付の初日にそこで来ていただきましてくじを引いて抽選をしたり、またちょっとまた施設でちょっとばらつきがあるんですが、抽選ではなく電話の先着をしていたり、そうしたことがございました。それを今回地域振興部さんのほうが区民館も含めて一斉に整理していただく中で、まず事前の抽選のエントリー期間というのを設けまして、その間に抽選を受けたい方は申し込んで、具体的に言うと区民自主サークルでしたら前々月の25日の午前0時の時点で機械的に抽選をしてお答えをするという形に変更させていただきます。

○西岡委員長 副委員長。

○おのでら副委員長 先ほどキャンセルの話が出たと思うんですけども、直前でのキャンセルですとか、あるいは当日のキャンセルですとか、そういったことが起きた場合に、何かしらのキャンセルしてしまった人に対してのペナルティーとかそういうものはあるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 キャンセル、2種類あるかと思います。予約をしたんですけども当日まで料金を支払わずに、かといってその予約だけが残ってしまう。または申込みの料金まで払っていただいたんですけども、恐らく諸事情で来られなかった場合、多分ご指摘は前者のほうの予約だけ取ったんだけども忘れちゃったのか、全然使わないと。そうしますと、結局そこはキープはされているもののほかの方に使われませんので、私どもとしても、その場所をいろいろ使っていただきたい方に使っていただきたいということもございます。今までじゃあそういった予約だけを取っていただいて実際にドタキャンと言いはあれかもしれませんが、がどれくらいあったのかというのは、申し訳ありません。今ちょっと定量的に把握はできておりません。

ただ、そういった事例が散見されているというふうに担当のほうから聞いているところでございます。今回、会館システムで、先ほど申しましたように、学校施設も私ども子ども施設課ともう一つ地域振興の生涯学習・スポーツ課様のほうで貸し出しているところもそれぞれありました。そういったものが会館システムで一覧で見られるようになりますので、そうしたときに少しデータが集まってきましたら、例えば予約をされたんだけども結局使われなかったところが、例えばある特定の団体に集中しているような状況が見えてきましたら、それは例えばその団体様に少しアナウンスをしたりと、そういうのをちょっとしていきたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）すみません。現時点でペナルティーがあるかということ

で言うと、今ペナルティーは設定しておりません。

○おのでら副委員長 港区が昨年同じようにこういったシステムを導入して、さらにキャンセルの規定というの厳しくしたそうなんです。直前のキャンセル、1週間ぐらい前からキャンセルだと30日間はもう新たに予約を取れなくなったり、当日の無断キャンセルだったら60日間その方はもう予約を取れなくなったりとか、先ほどおっしゃられたように、諸事情で使えないケースというのいろいろあると思うので、ちょっと個別的にいろいろ検討されながら、こういった厳しい規約というの必要になってくるのではないかなと思うんですけど、その辺りも含めて検討はいかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 少し繰り返しになって申し訳ございませんが、今回システムという形で複数の課でやっていたところも一覧で定量的に把握できるようになりますので、そうした中で、ご指摘にありましたようにペナルティーを課してやるほどの実例があるのかも含めまして、そこは検討させていただきたいと思います。

○西岡委員長 運用しながら検討していただけたらと思いますし、いずれにしましても利用者が混乱しないようにだけ、改めましてよろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）学校施設の貸し出しにおける会館施設予約システムの導入について質疑を終了いたします。

次に、（3）学校給食費の改定について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 それでは、学校給食費の改定につきまして、教育委員会資料3に基づきましてご説明いたします。

コロナ禍以降物価高騰が続いておりまして、令和6年4月以降も給食の食材であります牛乳、卵、野菜等の様々な食品の値上げが行われ、2割から4割の値上げと報道されているところでございます。さらに学校給食用米穀の供給を行っている公益財団法人東京都学校給食会より、令和6年9月25日付で新米価格が約6割の値上げとなる旨の通知がございました。このような状況の中で学校給食の水準を維持し食育を推進するため、令和6年11月から給食費を増額改定するものでございます。

給食費でございますが、現在の単価が①に記載したとおりでございます。小学校の低学年で295円、中学年320円、高学年345円、そして中学校及び中等教育学校の前期課程が390円でございます。11月から1食当たり小学校で50円程度の増額、中学校及び中等教育学校では70円増額し、11月以降の給食費単価は④に記載のとおり、小学校の低学年340円、中学年370円、高学年400円、そして中学校・中等教育学校前期課程を460円に改定いたします。増額分の内訳イメージとしては欄外に記載のとおりでございます。なお、給食費の増額に伴いまして保護者への補助金も増額いたしますので、これまでどおり保護者の負担は発生いたしません。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）学校給食費の改定について終了いたします。

次に、（４）令和6年度学校生活アンケートの結果について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、令和6年度学校生活アンケートの結果について、教育委員会資料4に基づきましてご報告させていただきます。

本年度においても昨年度に引き続きまして区立小学校、中学校、中等教育学校前期課程の全学年で5月か6月に学校生活アンケートを実施いたしました。学校生活アンケートは、学級に対する満足、学校生活への意欲、それとソーシャルスキルの三つから構成されています。本調査ですが、児童・生徒一人一人についての理解と支援方法、それと学級集団の状態を把握することができまして、一人一人に応じた対応の仕方や今後の学級経営の方向性を考えることができるものとなっております。

小学校1年生から中学校・中等教育学校前期課程までの学年ごとの結果については、別紙になりますがグラフのとおりとなります。赤色の四角が全国の平均、青色の四角が千代田区の平均となります。

まず、小学校についてご説明いたします。学校生活満足群は1年生以外は全国平均を上回っております。このことによって多くの児童が学校生活に満足している状態というふうに考えられます。昨年度と比較しましても4年生で僅かに下がっている以外は上昇をしている状況です。

侵害行為認知群では、1年生が全国平均を僅かですが上回っております。いじめや人間関係等のトラブルがある可能性が全国平均と比較して少し高い傾向にあると考えられます。5、6年生が全国平均と比較して特に低い傾向にあります。

学校生活不満足群では、1年生、2年生、5年生が全国平均を上回っております。いじめや悪ふざけを受けている児童、不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均と比較して高いと考えられます。特に4年生と5年生は昨年度から少し増加した形となっております。

非承認群は、全ての学年で全国平均を下回っています。2年生においてですが、昨年度1年生のときに上回っておりましたが、本年度は大分減った形となっております。

続きまして、中学校・中等教育学校前期課程についてです。侵害行為認知群は2年生のみ、全国平均を、僅かですが上回っております。昨年度は低かったのですが、少し上回った状態となりました。そのほか学校生活満足群、学校生活不満足群、非承認群については特に課題は見られませんでした。とりわけ中学校3年生においては昨年と比較してもよい傾向にあります。

各学校においては、この結果を受けまして学級経営支援アドバイザーを講師として招聘し、学級経営に対する具体的な指導・助言を頂いております。今後、希望する学校には第2回のアンケートを実施する予定です。今後もアンケートの分析結果を基によりよい学級経営に向けた取組が進められるよう各学校に働きかけてまいります。

本件については以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○はまもり委員 全国平均で見ると全体的に安定しているというふうに見えると思うんですけども、幾つかはピックアップしてお話しいただきましたが、ここ数年、去年だけではなく大きな流れとして5年、10年で見たときに、何か違いがあるのか、そんなに変動

自体がないものなのか、その辺を少し教えていただけますか。

○上原指導課長 本区の特徴としましては大きく変化はございません。大体小学校1年生でこのような少し低い傾向が見られるのは毎年の形になります。

○はまもり委員 それと、具体的には1年生、2年生、まあ1年生は今お話しいただきましたけど、2年生、5年生とかで侵害行為があるというふうなところが少し高く出ていますけれども、これは何か具体的に個別のケースとして何かこう見えているようなものってあるんでしょうか。

○上原指導課長 今ご指摘いただきましたように、小学校2年生、5年生におかれましては、特定の既にこちらもつかんでいる学級の状況で少しその辺りの学級生活不満足群と少し確かに落ちているなというようなその学級の状況も見てとれております。こちらの幾つかの学級の関係でこれだけちょっと低い傾向というのが平均として出ているところでございます。

○はまもり委員 少しその状況というのは話せる範囲で教えていただきたいと思います、2年生と5年生の状況。それから、学級経営アドバイザーを派遣されるということなんですが、これは学校全体の先生方にお話しいただくのか、今あったような個別の各クラスの担任の先生方にそういった先生からお話があるのかと、どのようなやり方でしょうか。

○上原指導課長 まず小学校2年生、5年生それぞれのところですが、まず担任の指示がうまく入らないとか、またちょっと教室にうまく適応できずにその場にいられない児童とか、そういったところのお子さんがいて、そこでその対応に担任または多くの大人が関わることによって、その辺りでふだん生活している中でちょっと不満足というところの感じのお子さんが少し多いというような状況でございます。

それと、もう一つ、学級経営支援アドバイザーですが、学校全体に研修等を行うのもそうですが、それぞれ学級の状態だとか個々の状態を見まして、担任に直接このような支援をするといいとか、こういった授業をやっていくといいですよというような具体的なアドバイスをそれぞれ個々に頂いているところです。

○はまもり委員 ありがとうございます。あと第2回アンケートについては、希望の学校のみということだったんですけれども、これ、具体的に第1回のアンケートとどういうふうに違うのか、やり方についてご説明をお願いできますか。

○上原指導課長 第2回のアンケートは第1回のアンケートと同じアンケートを取っていきます。そこで全く同じアンケートを取って、その変容を見ていくという形になっております。

○はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 ありがとうございます。今のご説明、第1回、第2回を行われたということですが、それぞれ何月頃に行われたかということと、それは授業中だったりホームルームだったり、いつ行われたかというのは把握されていますでしょうか。

○上原指導課長 まず第1回のアンケートですが、5月から6月の期間です。それぞれ学校の事情によって行っております。第2回は、現在10月から11月にかけて行うものです。それと授業の時間等、質問項目が30項目ぐらいありますので、発達段階に応じて、それが授業前にさっとできてしまう学年だとか、少し授業の時間で教員等が支援しながら



しっかりアンケートに答えられるようにというところで、それぞれ学級とか学年の状況によって違うところがございます。

○富山委員 はい。ありがとうございます。授業中だと支援が必要な場合もあるということですが、時期によっては子どもたちの間にはやる季節性の病気などで休みが多かったり学級閉鎖だとか、現時点既に不登校の子などもいらっしゃると思うんですけども、そういった子たちへの別の機会で受けるという機会はあったんでしょうか。

○上原指導課長 当日各学級で体調不良等で欠席した児童・生徒に対しては、後日受験できるように、アンケートが取れるように学校の定数日を少し期間を設けさせていただいて実施させていただいているところです。不登校の児童・生徒に関しましては、現状学校に来ていないということもありますので、アンケート調査という形で実施することは難しいところがございますが、それぞれ不登校の背景等もしっかり学校はつかんでいますので、別なまたその個々に対しての対応というところはしっかり行っていくところではございます。

○富山委員 ありがとうございます。しっかりとフォローアップや、個々の事情に応じて行っていただいているところですが、やっぱりこの結果の中に、恐らくCだったり、Dだだりに入る不登校の子たちの中には入る方もいらっしゃると思うんですけど、この結果にそれが反映されていないと、全国平均を出しても排除してしまっている状況になっているので、今後そういったところをどう加味するかを考えていただけるとうれしいです。よろしくお願いいたします。

○上原指導課長 こちらについては平均として出していますが、それぞれ個々の状況というのもこの中で把握できます。先ほどお話ししました不登校のお子さんについてこのアンケートを取ることは状況として難しいところもありますが、当然学校としては不登校のお子さんともしっかりとつないで、その子の状況等も把握しながら、いかにその子に寄り添った形で対応できるか、支援できるかというのを考えているところですので、これはあくまで学校生活アンケートの一つの指標として、アセスメントの一つとして取りまして、それ以外にも幾つもの要素を踏まえまして一人一人に対する支援を充実してまいります。

○富山委員 はい。ありがとうございます。しかしながら、ここでアンケート結果の分析というふうにしてしまって、全国平均を上回っている下回っているという部分を出してしまったら、もちろん子ども部のほうでは個々の事情などを加味していただいていると思うんですけど、アンケート結果として上回っている下回っているを出してしまうと元も子もない部分もあると思いますので、今後そういった、何というんだろう、結果の……

○西岡委員長 数だけではなくて、その子に個々に応じて対応を丁寧にしてほしいというところですかね。

○富山委員 はい、そうです。

○上原指導課長 こちらに資料上、上回っている下回っているというような言葉を使わせていただいておりますが、当然のことながら一人一人に対する支援というのは充実させるべきところですので、しっかり一人一人を見て、何が大切なのか、どういった支援が必要なのかというところで、学校としっかり分析を踏まえて対応させてまいりたいと思います。

○西岡委員長 よろしいですか。

○富山委員 はい。

○西岡委員長 はい。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）令和6年度学校生活アンケートの結果について質疑を終了いたします。

すみません。暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時18分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、（５）令和6年特別区人事委員会勧告について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、令和6年特別区人事委員会勧告について、教育委員会資料5によりご報告いたします。

本年の特別区人事委員会勧告の概要についてでございます。令和6年10月9日特別区人事委員会は、各区の区議会議長及び区長に対しまして、幼稚園教育職員を含む特別区職員の給与等について、こちら資料にお示ししている内容の勧告を行いました。

まず、資料の項番1、給与改定の内容をご覧ください。（1）月例給、毎月の給与についてですが、職員給与が民間給与を下回っている公民較差、金額にしまして1万1,029円、率にしまして2.89%を解消するため給料月額を引上げ改定するものであります。今回は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引き上げるものとなっております。

具体的な給与の公民の比較については、資料の中段の表をご覧ください。民間従業員の平均給与額39万3,192円に対し、特別区職員の平均給与額は38万2,163円であり、その格差は1万1,029円となっております。また、幼稚園教育職員の初任給の改定内容については、大学卒業者が2万5,200円の引上げ、短期大学卒業者が2万5,000円の引き上げとなります。

次に、（2）特別給でございます。民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.2月引き上げ、現行の4.65月を4.85月にするというものです。この0.2月の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分いたします。

次に、（3）実施時期についてでございます。月例給の引上げにつきましては、本年、令和6年4月1日に遡及しての実施となります。特別給の引上げにつきましては、改正条例の公布の日の実施でございます。

続きまして、裏面をご覧ください。項番2、扶養手当の見直しでございます。（1）改正内容は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、それによる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げるものです。

次に、（2）実施時期ですが、令和7年4月1日から実施となります。ただし、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施することとし、各年度の扶養手当の手当額は表でお示したとおりでございます。

最後に今後のスケジュールについてご説明申し上げます。この給与勧告を受け、給与改定に向けて区長会と職員団体、労働組合との間で給与改定交渉が行われていきます。その交渉結果を踏まえ、区議会第4回定例会によって給与条例の一部改正をご提案させていただきます。

だく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（５）令和6年特別区人事委員会勧告について終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わりました。保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部（１）令和6年度敬老会の実施状況について、理事者からの説明を求めます。

○窪田福祉総務課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、今年度の敬老会の実施状況についてご報告申し上げます。

1番、2番、日時、会場、ご覧のとおりでございます。

3番の会場参加状況でございます。確定値でございますが、参加者は1,505名でございました。参加率は約21％となっております。

また4番、送迎バスの利用者の状況でございますが、往路で347名、復路で335名の方のご利用を頂きました。

また、当日アンケートを取りました。主なご意見、5番でございます。「楽しかった」とおっしゃっていただいている方がいる一方で、やはり「歌がいい」とおっしゃっている方もいらっしゃいました。また「スタッフの誘導がよかった」というふうにお褒めの言葉を頂いております。また、音量やライト、空調など、会場設備についてのご意見を頂いているところでございます。また、送迎バスについても、少し多かったのでないかというご意見ですとか、バスよりタクシーを希望するといったようなご意見を頂いております。また会場につきましても、やはり場所が分かりづらいですとか、使いづらいといったようなご意見を頂いております。また、観覧席について、恐らく従前の国立劇場のときのよな形に戻してほしいといったようなご意見を頂いているところでございます。

先日もご報告させていただきましたが、当日大きなトラブルですとか事故はなく、無事に終了させていただきました。ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

私からの説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 これは決算のときもいろいろ聞いたんでね、ちょっと1点だけ。

送迎バスの帰り。行きは乗って降りてでよかったんですけど、帰り高齢者の方が下で、あの日、まだ暑かったですからね。暑い中バスを1時間近く待っていたということがあったらしいんです。もうちょっとスムーズな送迎バスの帰り、来て、すぐ乗れるような状況にしてほしかったというご意見がありましたので、ちょっとお伝えしておきますので、よろしくお願ひします。

○窪田福祉総務課長 初日の帰りに少しバスの到着が遅れまして、少し皆様を1階に下ろすのが早くなってしまった関係で、少しお待たせしたという状況がございました。来年度以降はそういったことがないようにしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 意見の中の一番最後のところ、観覧席ごと地区ごと町会ごとにまとめてほしいという意見、すごく皆さんは多分多かったのかなと思うんですけども、この辺り、来年同じ会場となる場合も含めて検討の余地があるんでしょうか、お聞かせください。

○窪田福祉総務課長 昨年度から指定席としてさせていただいておりますけれども、可能な限り同じ町会を近くなるように座席の指定をさせていただいているところではございます。ただ、やはりどうしてもグループごとに配置したりですとか、あと日時を変更された方がいらっしゃるですとか、そういった関係で、どうしても全て同じ町会、同じところというのは難しい状況がございまして、ご意見としては大変、お気持ちは大変よく分かるんですけども、ちょっと今のやり方で引き続きやらせていただきたいなというふうには思っております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○おのでら副委員長 まず参加率について伺います。今回、参加率21%ということで、昨年が大体25%ぐらいだったと思うんですね。かなり減ってしまったという印象があります。この減ってしまった理由というのはどのように分析されているのかというのが一つと。特に、この中でも第2回の神保町地区、神田公園地区、万世橋地区のほうで減りが大きいんですね、100人ぐらい減ってしまっていると。この辺りの理由というのはどういうふうに見ていらっしゃいますか、プログラムの理由によるものなのか何なのか。お願いいたします。

○窪田福祉総務課長 今のところきちんとした分析というのはいたしてはいないんですけども、やはり演目のご興味の多寡というのはあったのかもしれないというふうには思っております。ちょっと地区ごとでというのはちょっと日程の設定がもしかすると悪かったのかもしれないんですけども、ちょっと引き続き可能な範囲で分析はしていきたいと思っております。

○おのでら副委員長 そうですね。対象者については去年よりも130人ぐらい増えている中で参加者が130人ぐらい減ってしまっているということなので、合わせると260人ぐらいの方が来なかったとも言える、増えたということも考えられるんですね。ですので、その辺りの分析もしっかりしていただいて、本当に敬老会はこういう形でいいのかというのを検証いただければと思います。

あともう一つお聞きしたいのが、このアンケートについてなんですけれども、アンケートの回収数というのはどれくらいでしょうか。

○窪田福祉総務課長 アンケートにつきましては合計で461件ご回答を頂いております。回答率は大体31%となっております。

○おのでら副委員長 こちらはご意見いただいたんですけども、ちょっとご高齢の方でアンケートを書きづらかったとおっしゃっている方がいて、机が置いてあってそこで書いてくださいということだったと思うんですけど、やっぱりちょっと高さが合わないとか、そういったこともあったので、このアンケートは大切だと思いますので、よりアンケートの回収率を高めるためにもちょっとご検討いただければと思います。

461件でそれなりにアンケートは集まっているとは思うんですけども、ただ、このアンケートの主なご意見を見ている限り、来た方がどのように捉えたかというところなの

で、これも昨年来申し上げているところですが、やはり不参加であった5,500人の方ですね。この方のご意見がどうだったのかというのをしっかりと捉えていただければと思いますが、この辺りいかがでしょうか。

○窪田福祉総務課長 アンケートにつきましては、昨年度ロビーの出入口のところに置いておきまして、その関係であまり回収できなかったという反省点がございましたので、今年度はお土産の袋の中に入れてさせていただいて、あと鉛筆もおつけしてという形で改善を図ったところでございます。ちょっとその上で来年度どうするかというのは少し検討させていただければと思います。また、いらっしゃらなかった方へのご意見などの聴取につきましては、引き続き検討させていただければと考えてございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。いろいろとご準備等も含めて無事に行っていただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、（１）番、令和6年度敬老会の実施状況について質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区健康危機対処計画（感染症編）の策定について、理事者からの説明を求めます。

○大谷地域保健課長 千代田区健康危機対処計画（感染症編）の策定につきまして、保健福祉部資料2に基づきご説明をいたします。

項番の1、策定の背景と趣旨でございます。令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法の改正とともに改正されました地域保健法で定める指針というものがございまして、こちらに基づきまして保健所における健康危機管理体制の確保のため、令和6年3月に策定しました「千代田区感染症予防計画」の実効性を担保する計画として策定するものでございます。

項番の2、本計画の基本的な考え方です。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、新興感染症等に対する平時からの計画的な体制整備等の具体的方策を示し、新興感染症等の発生及び蔓延時に速やかに迅速に対応できる人員・組織体制を整備することで区民の命及び健康を守ることを目的として策定いたします。昨年度策定したものは保健所設置区市町村が策定するもので、今回は具体策なので保健所が策定するものでございます。

項番の3、健康危機管理（感染症）に関する計画の全体像をご覧ください。感染症に関する計画が複数ございますので表のほうにまとめさせていただきました。一番下の太枠の囲んでいるところが千代田区でございますので、そちらを主にご覧ください。感染症に関する計画としては、一番右側、新型インフルエンザ等対策特別措置法を根拠とする千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画、中央の感染症法に基づく昨年度末策定した千代田区の感染症予防計画、最後に左側にあります地域保健法に基づく今般作成する健康危機対処計画がございまして、それぞれ整合性を確保して策定していくものでございます。

項番の4、計画期間をご覧ください。令和7年4月1日からを予定としておきまして、本計画は周期はございません。ただ、本計画に基づく訓練や対応を踏まえて必要に応じて見直していくものでございます。

計画の主な内容でございます。項番5をご覧ください。まず（１）平時における準備についてでございます。①から⑤、業務量の人員数の想定。②の組織体制。③の業務体制。

④の関係機関等との連携。⑤の情報管理リスクコミュニケーションについて、こちらを定めてまいります。

次に、（２）感染状況に応じた取組・体制について、一つ目の項目出しをしているのは①から④としておりますが、これは感染状況の各段階や海外や国内で新たな感染症が発生したとき、流行初期、流行初期以降、感染拡大が収まった時期の４段階を示しております。この４段階において（１）平時における準備で示した項目について具体的な取組内容を定めていくという内容でございます。

次のページをご覧ください。項番の６、今後のスケジュールでございます。本年９月から１２月にかけて関係機関と協議をし計画の素案を作成してまいります。素案作成後、当委員会でもご報告させていただく予定としております。年明けの１月でございます。千代田区新型インフルエンザ等対策医療連携会議、これは新型インフルエンザ等の発生に備えて地域医療体制の整備等を図るための会議体でございます。そちらの会議体で協議を行いまして、２月にパブリックコメントを実施して、３月策定を目指しております。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（２）千代田区健康危機対処計画（感染症編）の策定について終了いたします。

以上で日程２、報告事項を終わります。

次に、日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。

執行機関のほうから何かございますか。

○緒方障害者福祉課長 失礼いたしました。

このたび、３階の保健福祉部の窓口に、耳が聞こえづらいお客様との対話をサポートする軟骨伝導イヤホンを、試行として設置することとしましたことを報告いたします。これまでも筆談機ですとかコミュニケーションという対話を支援する集音器を設置しておりました。引き続きより質が高く、より窓口のお客様に寄り添えるような機器につきましては、積極的に導入を検討していきたいと考えております。

報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

ほかございますか。

○大谷地域保健課長 令和６年度千代田区災害時合同医療救護訓練のお知らせについて口頭でご説明いたします。

今年度の災害時合同医療救護訓練は、三井記念病院と合同で実施いたします。訓練日は１１月２日の土曜日１４時から、場所は三井記念病院で行います。訓練は見学自由となっ

ておりますが、後日、区のホームページ、公式YouTubeチャンネルにも訓練映像を投稿する予定でございます。

なお、当日は雨天決行ですが、大雨警報等の警報が発表されるなど、交通網の混乱が予想される場合には中止となる場合がありますのでご承知おきください。本日、本委員会終了後に区議会議員の皆様にお知らせをポスティングさせていただきますので、詳細はそちらをご確認ください。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で、日程3、その他を終わります。

最後に日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時38分閉会